

## 松本市立病院支援業務委託優先交渉先選考委員会設置要領

## 1 委員会の設置

松本市が、新病院を建設するにあたり、その支援業務を委託する優れた事業者を優先交渉先として適正に選考するため、松本市立病院支援業務委託優先交渉先選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事務

選考委員会は、新病院を建設するにあたり、その支援業務に係る企画提案等について総合的に審査を行い、最も優秀な提案をした業者を優先交渉先として選考すること。

## 3 組織

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は、松本市病院事業管理者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長が指名する。
- (4) 選考委員会の構成は、下記に定める。

所属・職名等	氏名	備考
松本市病院事業管理者	◎北野 喜良	
松本市立病院長	中村 雅彦	
松本市立病院副院長	津野 隆久	
松本市病院局事務部長	倉科 勝美	
松本市立病院医事企画課長	中島 啓幸	

## 4 委員長及び副委員長の職務

- (1) 委員長は選考委員会を主宰し、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## 5 会議

- (1) 選考委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員の出席が叶わない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。
- (3) 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- (4) 急施を要するもの又は特に軽易なものについては、委員の持ちまわり審議に付して委員会の開催に代えることができる。

## 6 評価・審査

(別紙2)「新病院建設支援業務に関する優先交渉先選考基準」に基づき、以下の審査・評価を行う。

### (1) 提案審査・評価

提案審査・評価については、企業評価などの書類審査に関する事前評価事項は庶務担当が評価基準に基づき算定を行い、選考委員会が、企画提案等の審査・評価を行う。

### (2) 価格審査・評価

価格提案の適合性、見積額積算の適正性等を審査する。ただし、価格審査は、提案審査に影響を及ぼさないように、提案審査終了後に価格提案書を開封し行なう。価格提案から価格評価点を算定する。

### (3) 優先交渉先の選考

選考委員会が、提案評価及び価格評価の結果について審査を行い、優先交渉先を選考する。提案評価点に価格評価点を加えた合計点が、高い順に選考順位を決定する。ただし、合計点が高い者が2者以上あるときは、提案評価点が高い者を上位とする。それでも順位が決定しない場合は、選考委員会委員長が上位と指名する者に、選考委員会委員の2分の1を超える同意を得た者を上位とする。

## 7 庶務

選考委員会の庶務は、病院建設課において処理する。

## 8 委任

この要領に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。